東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工 一括発注優先交渉権者選定要領

1 趣旨

この要領は、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定委員会設置要綱(令和6年6月5日市長決裁)により設置する東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定委員会(以下「委員会」という。)における優先交渉権者のプロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 総則

(1)選定の対象業務

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト(以下「本業務」 という。)

(2) 選定に関する基本方針

本業務は、東大和市(以下「市」という。)において、第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向け、東大和市第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想(以下「基本構想」という。)に基づき新校舎及び仮校舎を建設するに当たり、基本構想を効果的かつ効率的に実現するとともに、民間事業者のノウハウや創造力を活かし、より魅力のある施設の整備、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減効果が期待できる設計・施工一括発注方式(DB: Design Build)により実施するものである。

このことを踏まえ、委員会において、本業務の発注に係るプロポーザルに参加 しようとする者(以下「参加者」という。)からの提出書類、提案内容を総合的 に審査し、基本構想で描く学校づくりを実現する力があり、市の新校建設のパー トナーとして最も相応しい者を優先交渉権者として選定するものとする。

3 審査及び選定

(1) 第1次審査(書類審査)

提出書類により、すべての参加者の審査を行い、上位3者以内を第1次審査通 過者として選定する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第1次審査通過者に対し、次のとおり第2次審査を実施する。

ア 第1次審査通過者による45分以内の提出書類の内容に関するプレゼンテーション

- イ 第1次審査通過者に対する45分以内のヒアリング
- ウ 第2次審査を行う順序は、原則、申請のあった順による。

(3) 審査の方法

- ア 第1次審査においては、資格審査を行った上で、「別表第1 審査基準表」に 掲げる第1次審査の審査項目について、「別表第2 採点基準表」に示す評価内 容により評価し、採点基準に従い得点を算定する。委員会の委員全員の得点を 集計した結果(総和)に基づき順位を決定し、第1次審査通過者を選定する。 この場合における審査表は、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設 プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定審査表(第1次審査用)(第 1号様式)とする。
- イ 第2次審査においては、「別表第1 審査基準表」に掲げる第2次審査の審査項目について、「別表第2 採点基準表」に示す評価内容により評価し、採点基準に従い得点を算定する。委員会の委員全員の得点を集計した結果(総和)に基づき順位を決定し、第2次審査の結果により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。この場合における審査表は、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定審査表(第2次審査用)(第2号様式)とする。

(4)審査における留意点

- ア 第1次審査及び第2次審査において、参加者が1者の場合であっても審査を 行う。
- イ 第1次審査及び第2次審査において、複数の同得点者が生じた場合は、委員 会の委員の合議により提案内容の総合評価を行い、順位を決定する。
- ウ 第1次審査及び第2次審査において、得点が著しく低い審査項目がある者は、 第1次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しないこ とができるものとする。
- エ 第1次審査及び第2次審査において、委員会の委員の採点の合計点が満点の 6割(最低水準得点)に満たない場合は、第1次審査通過者又は優先交渉権者 若しくは次点交渉権者として選定しない。

(5)説明の聴取等

委員会は、優先交渉権者の選定に必要と認めたときは、参加者に対し説明又は 資料の提出を求めることができる。

(6) その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、優先交渉権者の選定に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表第1 審査基準表

審査項目		審査細目	審査の視点	配点		第1次 審査対象	第2次 審査対象
1	会社概要	① 会社の規模、経営 状況、売上高等に問 題はないか。	・本プロジェクトのパートナーとして適当な規模 等を有しているか。	5	計 10 点	0	
0		② 業務遂行が可能な 経営基盤を有してい るか。	・本プロジェクトを遂行 するために適当な経営基 盤を有しているか。	5	A 1 * 7 * 7 * 1		
2	業務実績	①参加者及び配置技 術者の実績	・本プロジェクトを遂行 可能な実績を有している か。	10	計10点	0	0
3	地域力の 参画	① 東大和市内企業参 加の有無	・市内企業の参画・活用 等、地域経済の発展に貢献する提案か。	5	計5点	0	0
4	業務実施計画	① 統括責任者の本プロジェクトに対する 実施方針	・基本構想に基づき、目 的・背景等を踏まえた提 案となっているか。	5			
		② 全体のマネジメント体制、各業務の実施体制、各企業間の連携体制、市との連絡体制等	・安定的に事業が実施可能な体制か。 ・代表企業及び各企業の役割及び責任分担は明確で、連携が密に行える体制か。 ・市との連絡体制が整備され、円滑な対応が可能な体制か。	5	計 20 点	0	
		③ 事業工程の実現性、工期短縮の工夫等	・社会情勢等を鑑み、実現性のある事業工程が組まれているか。 ・デザインビルドによる工期短縮の工夫等が提案されているか。	5			
		④ リスク回避の工夫、発生時のバックアップ体制等	・リスク分担に対する考え方、発生時の対応体制が明確か。 ・リスク回避策やリスク発生時の対応策が具体的に提案されているか。	5			
5	施設計画における技術提案	① 施設配置及び動線 計画の適切性	・基本構想配画を置が提案を全体配画が提案を登置が提案を登置が提案をでは、 動線 ののの動からののののののののののののののののののののののののののののののののの	10	計 80 点		0
		② 安全性・利便性及 び子どもがのびのび と過ごせる空間構成	・子どもの安全を確保し、 学校教育活動上のセキュ リティに配慮した提案 か。 ・利便性を考慮し、子ど もがのびのびと過ごせる 空間構成となっている か。	10			

		③ 地域コミュニティ 施設を含む敷地全体 における賑わいを創 出するための工夫	・複合施設として、学校と学童保育所と集会所が調和した施設となる工夫があるか。 ・地域コミュニティ活性化に資する取組や工夫の提案があるか。	10		
		④ 防災機能を発揮するための工夫	・防災拠点としての施設 のあり方に配慮した提案 か。 ・インフラ途絶時の非常 用電源を確保するため、 電源の多重化等のエネル ギー確保対策等の提案が あるか。	10		
		⑤ 環境負荷への配慮	・自然エネルギーの活用 や省エネルギー・省資源 の促進、リサイクル建材 等の利用や廃棄物の発生 抑制等の取組や工夫が提 案されているか。 ・太陽光発電の活用等、 具体的な取組が提案され ているか。	10		
		⑥ ライフサイクルコ スト縮減のための工 夫	・耐震性・ ・耐震性・ ・耐震性・ ・耐震性・ ・耐震性・ ・耐震性・ ・耐震性・ ・耐速等に ・耐動等の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	10		
		⑦ ユニバーサルデザインと建築デザインとの調和 ⑧ 周辺地域との調和 に配慮した外観・内観 デザインの適切性	・多様な人々が安心かつ 快適に利用できるための 工夫が提案されている か。 ・周辺地域と調和のとれ たデザイン等の工夫があ るか。 ・魅力ある学校としての 工夫が提案されている	10		
6	施工計画における技術提案	① 工事期間中の利用 者・近隣の安全性を 確保するためのエ 夫	か。 ・仮校舎の建設・解体・ 撤去、新校舎の建設に当 たり、利用者・近隣の安 全を確保するための工夫 があるか。 ・建設工事に伴う近隣へ の影響を抑制するための 工夫を講じた提案か。	10	計 30 点	0
		② 最適な品質・コスト・工期となる工夫	・適切な労務管理のもと、 工事期間中の安全性を確 保しながら最適な品質・ コスト・工期となるよう 工夫が講じた提案か。 ・不測の事態が発生した 場合も工期を遵守するた	10		

			めの工夫を講じた提案か。				
		③ 仮校舎設置時の現 状の学校運営維持 のための工夫	・運営中の学校における 仮校舎の設置において、 工事期間中も現状の学校 生活を維持するための工 夫があるか。	10			
7	価格提案 見積額	本事業に係る見積書の金額	配点(20 点)×(全参加 者中最低見積価格:当該 参加者の見積価格)(小数 点以下第2位を四捨五 入)	20	計 20 点	0	0
8		① 提案の説明・提案 書の明快さ	・分かりやすく、適切に 説明しているか。	5	計 15 点		
	プレゼン テーショ ン	② ヒアリングにおける的確な回答	・本プロジェクトの目的 等を踏まえ、質問内容に 対して、的確な回答がさ れているか。	5			0
		③ 本プロジェクトへ の熱意	・本プロジェクトを信頼 して任せることができ、 基本構想に描く学校づく りへの熱意があるか。	5			
9	その他	① 本プロジェクトの 方向性を踏まえた提案	・実施要領第1章2(8) 本プロジェクトの方向性 を踏まえた提案か。	5	計 15 点		
		② 事業者独自の提案 (独自のノウハウ、ア イデア等)	・事業者の持つノウハウやアイデアを活かし、地域のコミュニティの拠点として魅力ある学校となるような工夫が提案されているか。	5			0
		③ その他特筆して評 価できる内容	・評価項目にない特に優れた提案があるか。	5			
合計点				205 点	(65 点)	(195 点)	

別表第2 採点基準表

評価	評価内容	採点基準		
А	非常に優れている	配点×1.0		
В	優れている	配点×0.8		
С	標準的である	配点×0.6		
D	劣っている	配点×0.4		
Е	非常に劣っている	配点×0.2		
F	要求水準を満たしていない	配点×0.0		